

## 令和 年度（令和 年分） 収支内訳書

## 住所

氏名

収入金額(1)	円	報酬の支払調書の支払金額を記入してください
必要経費	減価償却費	円 業務用自動車、備品等の減価償却費
	租税公課	円 業務用自動車等の自動車税、印紙代等
	旅費交通費	円 電車賃、バス代、タクシ一代等
	通信費	円 業務用の電話代、郵便料金等
	接待交際費	円 顧客を接待するための飲食代、贈答品代等
	損害保険料	円 業務用自動車等の損害保険料
	修繕費	円 業務用自動車、備品等の修理代
	消耗品費	円 文房具、業務用のガソリン代等 <b>※注意1</b>
	雑費	円 事業上の費用で他の経費に当てはまらない経費
		円
		円
必要経費計(2)	円	必要経費とは、収入を得るために直接要した費用に限ります。
所得金額(1) - (2)	円	

\*減価償却費のあるかたは、下記〈表1〉を記入し、減価償却費を計算してください。  
(記載例、計算方法は裏面にあります)

※注意1：使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の什器備品の購入費は、消耗品費になります。

〈表 1 〉

減価償却資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	事業割合
		年 月	円	年	%
		年 月	円	年	%
		年 月	円	年	%
		年 月	円	年	%
		年 月	円	年	%

【記載例】

減価償却資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	事業割合
<b>普通自動車(新車)</b>	<b>1</b>	<b>19年4月</b>	<b>1,500,000円</b>	<b>6年</b>	<b>50%</b>
<b>パソコン</b>	<b>1</b>	<b>18年3月</b>	<b>100,000円</b>	<b>4年</b>	<b>100%</b>

【減価償却費の計算方法（定額法）】

※取得時期によって、計算方法、償却率が違うのでご注意ください。

○平成19年4月1日以降に取得したもの

$$\text{取得価額} \times \text{定額法の償却率} \times \text{使用月数} / 12 \text{月} \times \text{事業割合} = \text{減価償却費}$$

○平成19年3月31日以前に取得

$$\text{取得価額の} 90\% \times \text{旧定額法の償却率} \times \text{使用月数} / 12 \text{月} \times \text{事業割合} = \text{減価償却費}$$

※旧定額法分の取得価額の95%相当額まで償却した年分の翌年以降

$$(\text{期首帳簿価格(末償却残高}) - 1 \text{円}) \div 5 = \text{減価償却費} \text{ (均等額になります)}$$

《上記、記載例の資産の計算例》

**普通自動車(新車)**

$$1,500,000 \text{円} \times 0.167 \times 9 \text{月} / 12 \text{月} \times 50\% = 93,937 \text{円} \text{ (①)}$$

**パソコン**

$$100,000 \text{円} \times 90\% \times 0.250 \times 12 \text{月} / 12 \text{月} \times 100\% = 22,500 \text{円} \text{ (②)}$$

$$\text{①} + \text{②} = \underline{116,437 \text{円}} \text{ (減価償却費)}$$

主な資産の耐用年数と償却率

固定資産の種類	耐用年数	償却率	
		定額法	旧定額法
軽自動車	4年	0.250	0.250
普通自動車	6年	0.167	0.166
コピー機、ファックス等	5年	0.200	0.200
電子計算機（パソコン等）	4年	0.250	0.250

[受付および問い合わせ先]

柏市役所 市民税課 普通徴収担当

電話番号 7167-1124（直通）